平成２６年（フ）第１７９２号
名古屋市瑞穂区瑞穂通１丁目４番地の２　ライブ桜山510号
債務者　早川　徳子
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６３８号
熊本市中央区新町２丁目７番11号　プレシール新町201
債務者　矢部　　匡
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１３３号
松江市浜乃木１丁目８番10号、前住所松江市上大野町1832番１地
債務者　清水　秀幸
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６５１号
熊本市中央区九品寺３丁目16番１―203号　県営九品寺団地１号棟
債務者　平川美津子（旧姓中瀬）
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６５号
高知県宿毛市駅前町１丁目936番地　パークハイツ201
債務者　増田　高幸
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第１８１６号
愛知県あま市西今宿六反地四42番地
債務者　坂東　晴美
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６３２号
熊本市北区楡木３丁目１番121―１号
債務者　木山三映子
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１１２号
山口市吉田2655番地16
債務者　溝部　弘人
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２６年（フ）第３２２号
千葉市若葉区小倉台４丁目13番12号　パークサイド小倉台101号
破産者　駒井　政明
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６２５号
千葉県市原市若宮１丁目17番地５　アーバン旭市原５号館101号
破産者　小畑　信行
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７０５号
千葉県船橋市藤原２丁目14番７号　テラスクライム102号
破産者　北村　英子
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７３０号
千葉県市川市若宮３丁目11番３―304号　若宮マンションＣ棟
破産者　田村　未紀
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７５６号
千葉市中央区椿森２丁目15番19号
破産者　有限会社ノックス
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４５２３号
東京都中野区白鷺１丁目４―４―409
破産者　奈良　清貴
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４７６８号
東京都港区赤坂１丁目11―40―1906
破産者　平石　貴久
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４８２８号
東京都練馬区北町８丁目15―22　ＫＡハイムＡ棟103
破産者　深澤　達也
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５０９６号
埼玉県富士見市大字水子664番地２
破産者　有限会社エムシステム
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５３１９号
千葉県市川市大町431―１―207
破産者　伊藤　　稔
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部